

利用登録に当たっての注意事項

(1) 利用登録の条件

◇原則として、市内在住・在勤者で構成され、常時10名以上で活動できるスポーツ団体

◇成人及び成人が主導する責任者の明確な地域スポーツ団体

(2) 利用率が低い団体について

学校体育施設開放事業は当該年度（1年間）を通して、特定の学校、曜日、時間等を利用登録し活動することになります。スポーツの活動機会拡充の観点等から、利用率が低い団体については、同事業における登録を許可できない場合があります。

(3) 平均利用人数が少ない団体について

上記条件との兼ね合いから、登録を許可できない場合があります。

(4) 小学校体育館の利用時間についてお願い

施設の有効利用の観点から、出来る限り下記の利用開始時間から最長2時間での申請にご協力ください。（利用時間が1時間の団体は除く）

曜日	利用開始時間区分	
平日（火曜日～金曜日）	17:30～	19:30～
土曜日	13:00～	15:00～
	17:00～	19:00～
日曜日	9:00～	11:00～
	13:00～	15:00～

(5) 代表者及び連絡者について

代表者または連絡者は必ず市内在住の方にしてください。至急連絡する場合がありますので、特に連絡者は平日の日中に連絡がとれる方及び連絡先（携帯電話番号）をご記入ください。

(6) 利用について

1団体1週間につき1回のみ利用ができます。

(7) 登録名簿について

利用者全員ご記入ください。